

令和3年11月30日

主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金の支給決定を取り消した処分の取消しを求めていることである。

第2 事案の概要

本件は、うつ病(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)理事長が、最終出勤日において労務不能状態とは認められないとして、傷病手当金を継続給付しない旨の処分をしたところ、それを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和〇年〇月〇日に保険者組合を保険者とする健康保険の被保険者資格を喪失した者である。
- 2 請求人は、当該傷病の療養のため、労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間(以下「本件支給済期間」という。)、傷病手当金の継続給付を受けていた。
- 3 保険者組合は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付で、被保険者資格喪失後の継続給付の受給条件を満たしていなかったとして、本件支給済期間に係る傷病手当金の支給決定を取り消す旨の処分

(以下「原処分」という。)を行うとともに、支給済額の返納について、返納納付書を送付した。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、健保法第9条第1項において、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定されている。

そして、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、健保法第104条において、被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であって、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができると規定されている。

なお、「支給を受けているもの」とは、現に給付を受けているか受給権者であるかでなければならないとされ、退職時に傷病にかかっていたとしても、出勤して労務に服していれば、資格喪失後の傷病手当金は受給できないこととされている(昭和31年2月29日保文発第1590号)。

- 2 本件における問題点は、上記1の關係法令の規定等に照らして、原処分が適法かつ妥当なものといえるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、以下の各事実を認めることができる。
 - (1) 請求人に係る傷病手当金請求書のうち、a病院A医師(以下「A医師」と

いう。)が記入した「医師の証明」欄(以下「医師証明欄」という。)(労務不能期間が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのもの。令和〇年〇月〇日付け。)の記載内容は、以下のとおりである。

- ア 傷病名：抑うつ状態
- イ 発病又は負傷の原因：不詳
- ウ 発病または負傷年月日：平成〇年〇月〇日
- エ 療養開始年月日：令和〇年〇月〇日
- オ 労務不能であったと認めた期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 72日間
- カ 診療実日数：3日間
- キ 症状の主症状及び経過概要：H〇年〇月頃より抑うつ状態で通院中だった。R〇年〇月より症状悪化して病休中

(2) 保険者組合の照会に対するA医師の「お返事」と題する書面(令和〇年〇月〇日付け。以下「A医師回答」という。)の記載内容は、以下のとおりである。

ア 上記の患者様(注：請求人)は、令和〇年〇月〇日時点は、会社での労務は不能ではあるが、自宅であれば労務は可能な状態でしたでしょうか。はい

イ A先生のご見解があればご記入ください。

自宅で働いていた事実を知らずに労務不能と書いてしまいました。

(3) 請求人に係るb社(以下「本件会社」という。)の「【人事部用】出勤簿の照会・修正」と題する書面(〇年〇月分。以下「請求人出勤簿」という。)から必要な部分をまとめると、以下のとおりである。

日付		休暇実績情報	勤務区分	パソコン使用ログ	理由
〇/〇	木	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇	金	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	土		所定休日	(打刻情報なし)	

〇/〇[所定休日]	日		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	月		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	火		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[法定休日]	水		法定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇	木	全日	全日有休	(打刻情報なし)	E B業務
〇/〇	金	全日	全日有休	(打刻情報なし)	E B業務
〇/〇	土	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇	日	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇[夏季休日]	月		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	火		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[法定休日]	水		法定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[夏季休日]	木		所定休日	(打刻情報なし)	
〇/〇[夏季休日]	金		所定休日	10:36-14:39	
〇/〇[夏季休日]	土		所定休日	09:36-18:06	
〇/〇	日	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇	月	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	火		所定休日	08:11-18:01	
〇/〇[法定休日]	水		法定休日	-19:21	
〇/〇	木	全日	全日有休	09:59-23:49	E B業務
〇/〇	金	全日	全日有休	10:04-23:52	e B業務
〇/〇	土	全日	全日有休	00:23-00:36	
〇/〇	日	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇	月	全日	全日有休	(打刻情報なし)	
〇/〇[所定休日]	火		所定休日	09:23-23:33	
〇/〇[法定休日]	水		法定休日	06:43-23:37	
〇/〇	木	全日	全日有休	08:57-18:50	E B業務
〇/〇	金	全日	全日有休	-23:51	E B業務
〇/〇	土	全日	全日有休	09:58-22:41	E B業務

2 上記認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 本件記録によれば、①請求人は、本件会社が販売した〇〇のリコール担当者として、〇〇、〇〇、〇〇の3地域を1人で担当し、社有車で3地域の顧客を訪問してクレームに対応し、処理していたこと、②請求人は体調不良となり、a病院に通院していたが、令和〇年〇月〇日、「抑うつ状態」との診断書を本件会社に提出し、有給休暇とそれまでの休日の振替により、同年〇月〇日から同月〇日まで自宅療養のために休みをとり、同日をもって退職したこと、③しかし、上記自宅療養中も請求人の業務用パソコンには顧客からのクレームのメールが継続して届いたた

め、請求人は本件会社の指示に従い、それを本件会社に転送していたこと、以上の事実が認められる。

- (2) 上記認定事実によれば、請求人が令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間に本件会社の業務を行っていたとしても、それは、請求人が自宅療養中、顧客からのクレームのメールを本件会社に転送するという、請求人の本来の業務に比して格段に軽易なものにすぎないから、退職日に同業務を行っていたとしても、そのことを理由に傷病手当金の支給を拒むことは許されない。A医師回答も、A医師が請求人の行った業務の実情を把握した上でのものとは考えられないから、A医師回答をもって当時請求人が労務不能であったことを否定することはできない。

また、保険者組合は、請求人が提起した労働審判において令和〇年〇月〇日までの賃金支払請求がされ、同月分を含めて和解が成立し、和解金の支払がされた旨主張する。しかし、請求人が同日までの賃金の支払を請求したからといって、実際に同日までの賃金の支払が支払われたかは不明であり（この点についての請求人の陳述からして、同日までの賃金全額を支払う和解が成立したとは考えにくい。）、保険者組合の上記主張を立証する資料は提出されていないし、いずれにせよ、請求人が行った業務が上記の程度のものであることに変わりはないから、現在の証拠関係を前提とする限り、和解金の支払も傷病手当金の支給を拒む理由とはならない。

- 3 以上の次第で、原処分は著しく不当であり、取消しを免れない。
よって、主文のとおり裁決する。